

島本町就学援助制度の変更について

島本町教育委員会



教育委員会では、経済的な理由によりお子さんの就学にお困りの保護者の方を対象に、給食費などの援助をおこなっていますが、本年度の就学援助制度のお知らせにも記載のとおり、持続可能な制度となるよう認定基準の見直しを行いました。つきましては、以下のとおり変更いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 変更年度

令和2年度申請分から変更となります。

※ただし、本年度から開始する、令和2年度町立小学校入学予定者への小学校入学準備金に係る審査については、この変更を適用いたします。

2 変更点

	現行	変更後
認定基準	生活保護法で定める基準額(平成25年8月以前[平成24年12月末日現在])を使用した以下の計算式により求める。 (①生活扶助基準額第1類+②生活扶助基準額第2類+③教育扶助基準額)× <u>1.5</u>	生活保護法で定める基準額(平成25年8月以前[平成24年12月末日現在])を使用した以下の計算式により求める。 (①生活扶助基準額第1類+②生活扶助基準額第2類+③教育扶助基準額)× <u>1.3</u>
所得	児童生徒と生計を一にする世帯員全員の合計所得金額の総額	児童生徒の保護者の合計所得金額の総額
世帯員数	児童生徒と生計を同一にする世帯員数	保護者とその扶養する家族員(税の扶養人数)の合計数 ただし、世帯の状況が離婚・結婚等で変化した場合は申請時の状況による。

<参考>

① 生活扶助基準額 第1類 (表1)

年齢区分	基準額
0歳~2歳	228,240円
3歳~5歳	287,760円
6歳~11歳	372,000円
12歳~19歳	459,480円
20歳~40歳	439,800円
41歳~59歳	416,880円
60歳~69歳	394,200円
70歳以上	353,160円

② 生活扶助基準額 第2類 (表2)

世帯人員	基準額	冬期加算額	計
1人	474,240円	14,050円	488,290円
2人	524,880円	18,200円	543,080円
3人	581,880円	21,700円	603,580円
4人	602,400円	24,600円	627,000円
5人以上1人増ごとに加算する額	4,800円	900円	5,700円

③ 教育扶助基準額 (表3)

小学校	1人	25,800円
中学校	1人	50,160円

【認定基準額計算例】父(40歳)、母(35歳)、中学生(14歳)、小学生(9歳)の4人世帯の場合

① 生活扶助基準額 第1類 **1,711,080円**

《内訳》 父 439,800円、母 439,800円、中学生 459,480円、小学生 372,000円

② 生活扶助基準額 第2類 **627,000円**

《内訳》 構成人員4人 627,000円

③ 教育扶助基準額 **75,960円**

《内訳》 中学生×1人 50,160円、小学生×1人 25,800円

④ (①1,711,080円+②627,000円+③75,960円)×1.3= **3,138,252円**

⇒保護者の前年の合計所得金額の総額が、④の額以下であれば認定となります。